

津市妊婦のための支援給付事務取扱要綱

令和 7 年 3 月 3 1 日訓第 3 2 号

(趣旨)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）

第 1 0 条の 9 第 2 項の規定に基づく妊婦給付認定（以下「妊婦給付認定」という。）及び法第 1 0 条の 1 2 第 1 項の規定に基づく妊婦支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関する事務については、法、子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1 回目の給付 法第 1 0 条の 1 4 第 1 項の規定により妊婦給付認定後遅滞なく支給する 5 万円の給付をいう。
- (2) 2 回目の給付 法第 1 0 条の 1 4 第 1 項の規定により法第 1 0 条の 1 3 第 1 項の規定による届出があった日以後に支給する法第 1 0 条の 1 2 第 2 項の規定により算定した額から 5 万円を控除した額の給付をいう。

(妊婦給付認定の申請及び 1 回目の給付の方式)

第 3 条 規則第 1 条の 4 の 2 第 1 項に規定する申請書は、別に定める妊婦給付認定申請書（以下「認定申請書」という。）によるものとする。ただし、妊婦給付認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が当該申請に係る妊娠と同一の妊娠を原因として他の市町村から 1 回目の給付を受けた場合又は令和 6 年度予算における国の妊娠出産子育て支援給付金を財源として市町村から給付される給付金で妊娠から出産及び子育てまでの観点から支給されるものの支給を受けた場合は、次条第 1 項の届出の際に、別に定める妊婦給付認定申請書兼胎児の数の届出書により行うものとする。

2 妊婦給付認定の申請（以下「認定申請」という。）及び 1 回目の給付は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。

- (1) 郵送申請方式 申請者が認定申請書を郵送により本市に提出し、本市が申請者から示された指定口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が認定申請書を本市の窓口において提出し、本市

が申請者から示された指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が認定申請書を郵送又は本市の窓口において提出し、本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、申請者の本人確認及び法第10条の8に規定する支給要件に該当することの確認を行うものとする。

4 市長は、第1項の申請の際、第2項第1号又は第2号の申請方式によるときは、当該指定口座の内容が分かるものの写し等を提出させ、又は提示させるものとする。

5 1回目の給付は、妊娠の届出時に行う面談（以下「妊娠時面談」という。）を行った後に行うものとする。ただし、妊娠時面談を希望しない、又は認定認定申請前に流産し、又は死産した申請者に給付する場合は、妊娠時面談を要しないものとする。

（胎児の数等の届出及び2回目の給付の方式）

第4条 法第10条の13第1項の届出（以下「届出」という。）は、別に定める胎児の数の届出書（以下「届出書」という。）により行うものとする。

2 届出は、当該届出に係る胎児の出生後に行う面談（以下「出生後面談」という。）を受けた後に行うものとする。ただし、出生後面談を希望しない、又は当該届出前に流産し、又は死産した者が届出を行う場合は、出生後面談を要しないものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、届出及び2回目の給付について準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「認定申請」とあるのは「届出」と、「1回目の給付」とあるのは「2回目の給付」と、「申請者」とあるのは「届出を行う者」と、「認定申請書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織による申請）

第5条 申請者は、市長が別に定める場合については、津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年津市条例第33号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により認定申請及び届出を行うことができる。

（代理による申請）

第6条 申請者の代理人として認定申請及び届出を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法に

より適当と認める者とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和7年4月1日から施行する。